

刈長第667号

平成28年9月15日

居宅介護支援事業所代表者 様

介護予防支援事業所代表者 様

刈谷市長 竹 中 良 則

(公 印 省 略)

介護保険暫定ケアプランの取扱いの一部修正について（通知）

日頃、本市の介護保険制度運営に多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険暫定ケアプランの取扱い（平成25年3月12日付け刈長第1346号）について、下記のとおり一部修正（赤字箇所）いたしますので、適切に運用していただきますようお願い申し上げます。

また、暫定ケアプランの作成にあたっては、要支援・要介護認定結果が見込みと異なった場合でも対象者の支援が円滑に継続されるよう、可能な限り居宅介護支援事業所（以下「居宅事業所」）と介護予防支援事業所（以下「包括センター」）で連携を密にさせていただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

1 本取扱いの適用

平成28年9月15日

~~平成25年4月1日~~以降の要支援・要介護認定申請（新規・変更・更新）に対する暫定ケアプランから適用

2 暫定ケアプランの前提条件

- (1) 暫定サービス利用の相談を受けた居宅事業所又は包括センターは、「認定結果が出る前にサービスを利用する」必要性について確認する。
- (2) 認定結果によっては、サービスの利用料が全額自己負担になる可能性があることを説明し、あらかじめ対象者又は家族の了解を得る。
- (3) 要支援認定、要介護認定のどちらになっても保険給付が受けられるよう、介護予防サービス及び居宅サービス両方の指定を受けているサービス提供事業所

を利用するよう配慮する。

(4) 暫定ケアプランを作成する居宅事業所又は包括センターは、暫定サービスを利用する前に居宅サービス・介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書(以下「居宅届」)を市に提出する。

(5) 居宅事業所及び包括センターが連携を図る必要があるため、他方に対象者の情報を提供する場合は、あらかじめ対象者又は家族の同意を得る。

3 要介護認定(要介護1～5)になることが見込まれる場合の取扱い

(1) 暫定ケアプランの作成・居宅届の提出

- ・居宅事業所が担当する。
- ・暫定サービスを利用する前に居宅届を市に提出する。

(2) 包括センターとの連携

- ・必要に応じて、連絡・調整を行う。
- ・要支援認定になる可能性がある場合は、要支援認定になったときに支援が円滑に継続されるよう、可能な限り認定結果が出る前から包括センターと連携を図る。

(3) 認定結果が要支援認定になった場合

- ・対象者に介護予防サービスの利用意向がある場合は、速やかに包括センターに引継ぎを行う。
- ・包括センターは、対象者の意向等を踏まえ、引継ぎ以後の支援を包括センターが直接行うか、居宅事業所に介護予防支援業務を委託するかについて居宅事業所と協議し、居宅届を市に提出する。
- ・居宅事業所が作成した暫定ケアプランは、介護予防支援に当たらないため介護予防支援費は給付されないが、対象者が自らケアプランを作成したものとみなし(以下「みなし自己作成」)、暫定サービスのうち、認定結果で受けられるサービスについては現物給付される。
- ・居宅事業所は、認定結果を確認後、^{認定月の月末まで}~~速やかに~~「みなし自己作成」になる旨を市に連絡する。市では、(1)で居宅事業所が提出した居宅届を自己作成の居宅届とみなして取扱う。
- ・居宅事業所は、認定結果が出た月の翌月5日(土日祝日の場合はその前開

庁日)までに市に以下の書類を提出する。

【みなし自己作成書類】

① 暫定ケアプラン作成時の書類

- ・ 居宅サービス計画書第1表～第5表

② 暫定サービス利用実績の書類

- ・ 居宅サービス計画書第6表（サービス利用票）及び第7表（サービス利用票別表）に相当するもので、介護予防サービスの利用実績を記載したもの

- ・ 書類の提出を受けた市は、その月の10日までに国保連合会に暫定サービスの給付管理票を提出する（暫定サービス利用月内に包括センターの居宅届の提出がない場合に限る。同月内に提出がある場合は、包括センターが暫定サービス分も含めて給付管理を行う。）。

4 要支援認定（要支援1～2）が見込まれる場合の取扱い

（1）暫定ケアプランの作成・居宅届の提出

- ・ 包括センターが担当する。
- ・ 暫定サービスを利用する前に居宅届を市に提出する。

（2）居宅事業所との連携

- ・ 必要に応じて、連絡・調整を行う。
- ・ 要介護認定になる可能性がある場合は、要介護認定になったときに支援が円滑に継続されるよう、可能な限り認定結果が出る前から居宅事業所と連携を図る。

（3）認定結果が要介護認定になった場合

- ・ 対象者に居宅サービスの利用意向がある場合は、速やかに居宅事業所に引継ぎを行う。
- ・ 居宅事業所は、引継ぎ以後の支援を行うために居宅届を市に提出する。
- ・ 包括センターが作成した暫定ケアプランは、居宅介護支援に当たらないため居宅介護支援費は給付されないが、対象者が自らケアプランを作成したものとみなし、暫定サービスのうち、認定結果で受けられるサービスについては現物給付される。

認定月の月末まで

- ・ 包括センターは、認定結果を確認後、速やかに「みなし自己作成」になる旨を市に連絡する。市では、(1)で包括センターが提出した居宅届を自己作成の居宅届とみなして取扱う。
- ・ 包括センターは、認定結果が出た月の翌月5日（土日祝日の場合はその前開庁日）までに市に以下の書類を提出する。

【みなし自己作成書類】

① 暫定ケアプラン作成時の書類

- ・ 介護予防サービス・支援計画書
- ・ 介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）

② 暫定サービス利用実績の書類

- ・ 居宅サービス計画書第6表（サービス利用票）及び第7表（サービス利用票別表）で居宅サービスの利用実績を記載したもの
- ・ 書類の提出を受けた市は、その月の10日までに国保連合会に暫定サービスの給付管理票を提出する（暫定サービス利用月内に居宅事業所の居宅届の提出がない場合に限る。同月内に提出がある場合は、居宅事業所が暫定サービス分も含めて給付管理を行う。）。

5 要支援認定か要介護認定か予測がつかない場合の取扱い

(1) 暫定ケアプランの作成・居宅届の提出

- ・ 基本的に包括センターが担当するが、担当可能な居宅事業所がある場合は、対象者の意向等を踏まえ、両方で協議して担当を決定する。
- ・ 担当する包括センター又は居宅事業所は、暫定サービスを利用する前に居宅届を市に提出する。
- ・ 包括センターから居宅事業所に介護予防支援業務を委託することも可能であり、この場合は包括センターが居宅届を提出する。
- ・ 包括センター及び居宅事業所により並行して、要支援認定及び要介護認定両方の暫定ケアプランを作成する場合は、暫定サービスを利用する前に包括センター及び居宅事業所両者の居宅届を市に同時に提出する。提出は、包括センター又は居宅事業所の一方が行うことで差し支えない。

(2) 包括センター及び居宅事業所の連携

- ・必要に応じて、両者で連絡・調整を行う。
 - ・認定結果が見込みと異なった場合に支援が円滑に継続されるよう、可能な限り認定結果が出る前から両者で連携を図る。
- (3) 要支援認定又は要介護認定いずれか一方の暫定ケアプランを作成しており、認定結果が見込みと異なった場合
- ・認定結果が要支援認定の場合は、3(3)に同じ。
 - ・認定結果が要介護認定の場合は、4(3)に同じ。
- (4) 要支援認定及び要介護認定両方の暫定ケアプランを作成している場合
- ・認定結果の暫定ケアプランが有効となり、他方の暫定ケアプランは無効となる。
 - ・市に提出した居宅届についても、認定結果の居宅届が有効となり、他方の居宅届は無効として取扱う。
 - ・認定結果に基づき、介護予防支援費又は居宅介護支援費のいずれか一方が給付される。

6 留意事項

- (1) 暫定サービス利用に限らず、居宅届は市に提出した日以降で有効となる。
- (2) 本通知の取扱いは、新規申請又は変更申請のみならず、更新申請中で前回認定有効期間満了までに新たな認定結果が出ない場合の暫定サービス利用についても適用される。
- (3) 要支援認定者が要介護認定になることを見込んで変更申請を行う場合は、居宅事業所が暫定ケアプランを担当し、申請時に居宅届を併せて提出することが望ましい。
- (4) 長寿課窓口での新規申請の際、暫定サービスの利用希望があり包括センターへの情報提供について申請者の同意が得られた場合、被保険者の状態にかかわらず、長寿課から担当地区の包括センターにその旨を連絡する。

参考（厚生労働省 Q & A）

平成18年3月27日介護制度改革 I N F O R M A T I O N（V o 1 . 8 0）

平成18年4月改定関係 Q & A（V o 1 . 2）問52

Q 要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

A いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（介護予防支援事業者）に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。その際、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。

連絡先 福祉健康部長寿課介護認定給付係

電 話 0 5 6 6 - 6 2 - 1 0 1 3

F A X 0 5 6 6 - 2 4 - 2 4 6 6

電子メール choujyu@city.kariya.lg.jp